

人づくり革命の推進について ～次世代を担う「ひと」をつくるために～

我が国の持続的な発展と競争力強化のためには、すべてのライフステージにわたって、住民の個性と能力が最大限に發揮され、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していく必要がある。

特に、幼児期は、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤を培う大変重要な時期であるため、幼児教育の質的向上と量的拡大が必要である。

併せて、すべての子どもたちが家庭の経済的事情にかかわらず、その能力と可能性を最大限に高める取組により、貧困の世代間連鎖を断ち切ることが必要である。

また、少子化が急速に進行する中、希望するすべての人に対して出会い、結婚、妊娠・出産、子育てなど、各ライフステージに応じた、切れ目がない支援策を充実・強化する必要がある。

さらに、すべての人が仕事に生きがいを持ち、暮らしを楽しむことができる社会を創出するためには、男女ともに働きやすく、多様な人材がその個性と能力を發揮できる環境づくりが必要である。

このため、国においては、次世代を担う「ひと」づくり、少子化対策の抜本強化及び働き方改革の着実な推進に向けて、地方と連携して大胆かつ積極的に次の事項に取り組むよう強く要請する。

1 「人づくり革命」の推進

- ・地方における人材育成・確保に必要な施策を検討し、平成31年度予算において、必要な経費を地方財政計画に計上するとともに、交付金の創設など新たな財政措置も含めた、あらゆる分野における「人づくり革命」の実現のための思い切った措置を講じること。
- ・すべての子どもが自分の持つ能力を最大限に伸ばせる社会づくりに向けて、経済的な「負担軽減」を進めることは重要である一方、教育・保育の無償化に当たっては、「質の向上」「量的拡大」と合わせて、最適な投資バランスのもと推進すること。
- ・幼児教育・保育、高等教育の無償化に係る財源については、国において提唱した施策であることから、その実施に当たっては、これまでの経緯を踏まえ、国が自ら必要な財源を確保するとともに、地方と十分協議す

ること。

- 2 若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう社会づくりの推進
若者が、それぞれのライフプランを描き、希望がかなう結婚、妊娠・出産、子育てができるよう、
 - ・結婚や家庭の良さを前向きに考えてもらうためのキャンペーンの展開などにより、社会全体で応援する気運づくりを推進すること。
 - ・特定不妊治療に係る所得制限の緩和や不育症治療費に対する助成の検討、医療保険適用拡大など不妊治療等支援を拡充すること。
 - ・産科、新生児科等過重労働を強いられる診療分野での勤務環境改善への財政支援などにより周産期医療体制を確保すること。
 - ・妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援を行う子育て世代包括支援センターの設置と機能充実を促進するために必要な財源を確保すること。
 - ・三世代同居住宅の新築・改築への支援や改築に係る所得税の軽減措置などの三世代同居・近居を支援するための優遇策等のさらなる拡充を図ること。
 - ・地域少子化対策重点推進交付金については、地方が地域の実情に応じて柔軟に事業実施できるよう、より自由度の高いものとすること。
- 3 保育サービスの充実と子育て家庭の経済的負担の軽減等
保育サービスの充実や子育て家庭の経済的負担の全般的な軽減に向けて、
 - ・保育士や幼稚園教員の不足を解消するため、保育士等の抜本的な待遇改善や就労環境の向上等により潜在保育士等の再参入と勤続年数の長期化を図ること。
 - ・潜在保育士を把握できるよう、関係法令の改正等により、保育士資格登録者の離職時における届出制度を創設すること。
 - ・子どもの医療費の軽減など、国の責任において、大胆な経済的支援制度を創設すること。
 - ・子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。

4 地方の教育の魅力向上・充実

(1) 幼児教育

乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等を踏まえ、

- ・乳幼児期の教育・保育の質を確保するため、教員・保育士等の資質や能力を向上させる研修機会の充実等に対する支援策を講じること。
- ・子どもとの関わり方についての助言など家庭教育への支援を充実すること。

(2) 初等中等教育

初等中等教育において、誰もが、持っている能力を開花させ、社会的経済的環境にかかわらず、大学進学等に必要な学力を身に付けるためには、小学校から高等学校における教育の質を向上させる必要があり、

- ・少人数・習熟度別指導などの充実のための教職員定数を拡充すること。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充及び待遇改善のための十分な財源の確保や人材の養成及び確保に向けた取組の充実を図ること。
- ・生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもに対する適切な学習支援など放課後等における学習の場の充実や地域と学校との連携・協働の強化を図ること。

(3) 高等教育

教育は「未来への先行投資」であり、意欲のある学生を支援し、我が国が将来にわたって持続的に成長していくための礎となる人材を育成するため、

- ・地方で充実した高等教育を受けられる環境を整備し、地域産業の担い手となる人材の育成・確保に取り組む大学等への支援を拡充すること。
- ・教育・研究成果を地域に還元し、地域産業の活性化に資するよう、地域の「知の拠点」である地方大学への支援を充実させ、大学の質の向上を図ること。
- ・地域の多様な主体と連携し、課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分の充実や財政支援など、地方大学の運営基盤の強化を図ること。

5 進学希望をかなえるための支援の充実

すべての子どもたちが均等に教育を受ける機会を得るため、

- ・給付型奨学金や無利子奨学金を充実するとともに、返還に際しても、返還金の減額・免除や返還期限の猶予など制度を拡充すること。
- ・経済的に厳しい環境にあるひとり親家庭等に対するさらに手厚い経済的支援策を講じること。

6 働き方改革の推進、多様な人材が活躍できる社会環境の整備

誰もが仕事と暮らしを両立でき、安心して働き続けられる環境づくりに向けて、

- ・企業における短時間勤務・テレワーク等多様な働き方の導入や、仕事と育児・介護等の両立を促進するための社内環境の整備及び制度導入に対する支援を充実させること。
- ・育児休業・育児休業給付に係る手続きの改善や、放課後児童クラブの支援員配置にかかる従うべき基準の参酌化など、利用者や地域の実情に応じた対応が可能となるよう抜本的な見直しをすること。
- ・非正規雇用の待遇改善に向けた取組支援、企業の主体的取組を進めるための専門人材の確保支援など、働き方改革に取り組みやすい環境を整備すること。
- ・人材確保が困難な中小企業においては、業界特有の取引慣行や下請けの取引条件等も相まって、働き方改革が進まない場合が多いことから、国において設置される働き方改革推進センターにおいても、取引のあり方の改善に向けた取組を一層強化すること。
- ・税制面のインセンティブ等により、女性の活躍や男性の家事・育児・介護参画の促進に向けた企業の取組支援を充実させること。
- ・地域の実情と企業ニーズに応じた働き方改革促進策を実施する際の財源について、自由度が高く、必要な施策に継続的に活用できる交付金の新設など財政支援を拡充すること。
- ・長時間労働のは正など企業の働き方改革の取組が加速するよう、地域の実情や実態を踏まえた実効性のある対策を講じるとともに、十分な周知を行うこと。
- ・地域経済を支えている中小企業・小規模事業者に対するIT利活用の促進をはじめとした生産性向上の支援施策の充実・強化を図ること。
- ・働き方改革について国民理解の促進と国内の一層の気運醸成を図ること。

平成30年11月12日

中國地方知事会



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政